

スマート顧客台帳withシャノン 利用規約

株式会社Wiz(以下「運営元」といいます。)は、スマート顧客台帳withシャノンサービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、契約者(第2条で定義します。)に対し、スマート顧客台帳withシャノン(以下「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本サービスは株式会社シャノン(以下「提供元」)にシステム開発を委託しており、本サービスの契約者は、運営元・提供元に対して、本条項を遵守するものとします。

第1章(総則)

第1条(本規約の適用関係)

1. 本規約は、契約者と運営元及び提供元との間の本契約の一切の關係に適用され本契約を構成します。
2. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触する場合、当該ルールに本規約の適用を除外にすることが特に規定されていない限り、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触しない場合、それらのルール等は、名称の如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成し、本契約の内容となるものとします。
4. 本規約における提供元は、運営元からシステム開発及び管理を委託されており、本サービスの提供及び契約は運営元と契約者との契約とします。なお、契約者が運営元に対して遵守すべき内容は、第2章に定義するものとします。

第2条(定義)

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

1. 「利用希望者」とは、本サービスの利用を希望する者をいいます。
2. 「本契約」とは、運営元と本サービスの利用希望者との間で締結する本サービスの利用についての契約をいいます。
3. 「契約者」とは、本サービスについて運営元との間で本契約を締結した者をいいます。
4. 「利用環境」とは、本サービスの提供を受けるために契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを総称していいます。
5. 「名刺デジタル化サービス」とは、契約者がモバイル端末の専用アプリケーションを利用して名刺画像をデジタル化するサービス(以下「シャノン名刺モバイルアプリ」といいます。)及び、スキャナを使用して名刺画像をデジタル化するサービス(以下「シャノン名刺スキャナ」といいます。)を総称していいます。
6. 「本サービス用設備」とは、運営元及び提供元が本サービスを提供するにあたり、運営元及び提供元又は運営元及び提供元が指定する業者が設定・運用・管理するデータセンタ、ネットワークインフラ、サーバ機器、及びソフトウェアが正常動作するために必要なサーバアプリケーションを総称していいます。

第2章(本サービスの内容)

第3条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、契約者が運営店舗等で管理を行う、顧客データや対応履歴等を一元管理できる、顧客台帳サービスとなります。
2. 本サービスは、提供元が設計・開発・管理し、提供元に著作権の帰属するSMP及びサーバアプリケーションの利用権を、提供元と運営元の共同開発サービスの「スマート顧客台帳withシャノン」として契約者に提供する各種アプリケーションならびにサーバ等の設定及び接続環境を保守・管理するサービス及びその他付属サービスであって、運営元が本契約に基づいて契約者に提供する基本サービス、オプション機能、ユーザーサービスを総称していいます。
3. 本サービスにおける、サービス機能や仕様等については、別途定める本サービスのマニュアルにて提示するものとします。
4. 契約者は、別途定める「重要事項説明書」の制限事項及び推奨事項を了承の上、サービスを利用するものとします。

第4条(基本利用料金)

1. 契約者は、運営元に対し、別途定める(申込書、電子メール等にて通知するものとします。)本サービスの利用料金(以下「利用料」といいます。)を支払うものとします。
2. 運営元は、契約者に対し、契約期間中であっても、変更までの相当期間を定めた通知を行うことによって、利用料を変更することができるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。

第5条(従量料金)

1. 本サービスのうち、従量課金項目(利用ユーザー数、リード件数、名刺デジタル化件数等)に関しては、その月において契約者の利用した量を運営元及び提供元が測定・集計し、当該従量課金項目が本契約での利用枠を超えた場合、別途指定された支払方法に基づいて従量課金料金を請求するものとします。
2. 本契約の契約期間中に従量課金項目の利用枠の減枠は原則としてできないものとします。

3. 従量課金項目の測定・集計は、原則として、毎月25日00時00分を起点に実施するものとします。

第6条(利用料の支払)

1. 契約者は、運営元に対し、前二条で定める利用料を当月に締め切り、翌月末日限り、本契約で定めた支払方法で支払うものとします。なお、利用料の支払いにかかる手数料は契約者の負担とします。
2. 契約者は、利用料の支払いを遅滞した場合、運営元に対し、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 契約者は、運営元が、利用料及び本契約にかかるその他の金銭債権の収納を別途契約者に通知する収納代行会社に委託することができることを予め承諾するものとします。

第7条(契約期間)

1. 本契約の契約期間は別紙2に定めるとおりとします。
2. 契約者は、運営元に対し、解約希望月の25日までに解約の意思表示をすることで、解約希望月の末日をもって本契約を解除することができるものとします。

第8条(サポート)

1. 運営元は、契約者に対するサポートとして、本サービスの操作方法、及び障害・問題の指摘を含む各種問い合わせに対するサポート対応を提供いたします。なお、サポートの提供方法に関しては、サポートサイト・問い合わせフォーム・メール・電話窓口及びその他当社の指定する方法にて提供するものとします。
2. 契約者は、サポートの内容及びその結果について、運営元及び提供元が契約者に対して何らの保証も行わないことを承諾するものとします。
3. 契約者は、契約者の問合せ内容等によっては、運営元及び提供元によるサポートとしての助言が即時になされない場合もあることを予め了承するものとします。
4. 本条の各号で定義されるサポート対応のすべて又は一部を、提供元へ委託できるものとします。

第3章(本サービスの利用)

第9条(利用申込と本契約の成立)

1. 利用希望者は、運営元に対し、本規約を遵守すること及び別紙1記載の内容に同意し、かつ、契約者情報を運営元の定める方法で運営元に提供することにより、本サービスの利用を申請することができます。
2. 運営元は、前項に基づき利用を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用を拒絶することがあります。なお、運営元は、契約者に対し、利用を拒絶した場合の理由を、説明する義務を負わないものとします。
 - a) 本規約に違反するおそれがあると運営元が合理的に判断した場合
 - b) 運営元に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - c) 過去に本サービス及び運営元の関連会社が提供するサービスの利用を取り消された者である場合
 - d) 反社会的勢力等(第37条第1項第a号に定めます。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとして運営元が判断した場合
 - e) その他、運営元が利用を適当でないと合理的に判断した場合
3. 運営元は、前項その他運営元の基準に従って、利用希望者の利用の可否を判断し、運営元が利用を認める場合には、その旨を利用希望者に対し通知します。かかる通知により、本契約が、契約者と運営元の間に成立するものとします。

第10条(利用環境)

1. 契約者は、自己の費用と責任において、運営元が定める条件にて契約者の利用環境を設定し、利用環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスと接続するシステム環境(ブラウザ、コンピューティングデバイス)において、各システムの提供ベンダーが正式にサポートしているバージョンを利用し、セキュリティを確保しなければならないものとします。
3. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用環境をインターネットに接続するものとします。

第11条(本サービスの変更)

1. 運営元は、運営元のWEBサイトに掲載又は電子メールその他の合理的な手段で契約者に周知又は通知したうえで本サービスを変更、停止又は中止(以下「変更等」といいます。)することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
2. 運営元は、前項の場合、契約者に対し、速やかにその内容について、WEBサイト、電子メール等の方法で告知するものとします。
3. 運営元は、本サービスの変更等により、契約者が損害を被った場合においても、一切責任を負わないものとします。ただし、運営元は、契約者に不利益が生じないように配慮するものとします。

第12条(運営元からの通知)

1. 運営元から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や運営元WEBサイト上の掲示、

その他運営元が適当と合理的に認める方法により行われるものとします。

2. 前項の通知は、次の各号の場合にそれぞれ効力を生じるものとします。
 - ①電子メールの送付による場合
運営元が契約者指定の電子メールアドレス宛てに電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの属するメールサーバーに到達した時点
 - ②WEBサイト上への掲示による場合
運営元WEBサイトにアップロードし、一般的に閲覧可能となった時点
3. 契約者は、適時、電子メールの受信及び運営元WEBサイトの閲覧を行うことにより、運営元からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。

第13条(届出事項の不備及び変更)

1. 運営元は、本サービス提供の前提となる契約者の情報の届出に不備又は変更があり、そのことを運営元に通知しなかった場合、契約者に対し、適切なサービスを提供することができなくなる場合があり、そのことを契約者は予め承諾するものとします。
2. 運営元は、契約者に対し、前項の場合において契約者が不利益を負ったとしても、一切その責任を負わないものとします。

第14条(本契約上の地位等)

1. 本規約に基づいて発生する権利義務は、契約者に一身専属的に帰属するものとします。契約者は、運営元の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約者の法律上の地位、権利または義務を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保権設定、その他の処分をし、又は相続等をさせることはできないものとします。
2. 運営元が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合(事業譲渡、会社分割その他本サービスに係る権利及び義務が移転する一切の場合を含みます。)、運営元は、当該事業の譲渡に伴い、契約者の本規約に基づく契約上の地位、権利及び義務ならびにアカウント登録に伴い登録された情報その他の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき、予め承諾するものとします。
3. 契約者は、運営元が本規約に基づく債権を運営元の関連会社又は第三者に対し譲渡することができることを予め承諾するものとします。

第15条(アカウントID及びパスワード)

1. 運営元は、契約者に対し、必要に応じてアカウントID及びパスワードを付与することができるものとします。
2. 契約者は、自己の責任において、本サービスに関するアカウントID及びパスワードを適切に管理保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は、貸与、譲渡、名義変更、売買等してはならないものとします。
3. 契約者は、本サービスに関するパスワードの盗難、漏洩、管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害、損失及び支出(以下「損害等」といいます。))に関する一切の責任を負うものとし、運営元は故意又は重大な過失がない限り責任を負わないものとします。また、契約者の故意又は過失により本サービスに関するアカウントIDの不正利用等がなされ、運営元に損害等が生じた場合、契約者は、運営元に対し、当該損害等を賠償するものとします。
4. 契約者は、本サービスに関するパスワードが盗用され又は使用されていることが判明した場合、直ちにその旨を運営元に通知するとともに、運営元の指示に従うものとします。

第16条(登録情報の開示)

1. 契約者は、運営元の業務委託先その他本サービスを提供するため必要な第三者に対し、契約者の情報(個人情報及び契約者が運営元に提供した資料に関する情報を含みます。)を提供することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 運営元は、本サービスの提供の結果、運営元関連会社による情報提供等が契約者の事業の経費削減・適正化に資すると運営元が合理的に認めた場合、運営元関連会社に契約者の情報を提供し、有益な情報・サービスの提供の申出をすることができるものとし、契約者はこのことを予め承諾するものとします。
3. 契約者は、前二項の他、以下の項目に該当する場合、運営元が契約者の情報を契約者の同意なく開示することを予め承諾するものとします。
 - ①契約者が、個人情報(お客様の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールのアドレス等)の開示について同意した場合。
 - ②運営元が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した契約者の情報を、個人を識別若しくは特定できない態様にて開示する場合。
 - ③裁判所の発する令状その他裁判所の決定、命令又は法令により開示を求められた場合。
 - ④検察・警察・監督官庁・弁護士会等の公的機関により、適法・適度な開示請求がなされた場合

第17条(本サービスの一時的な中断)

1. 運営元は、以下のいずれかの事由が生じた場合、契約者に対する事前の通知をなしに、一時的に本サービスを中断・遅延することができるものとします。

- a) 本サービスの提供の前提となる設備の保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - b) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本サービスの提供が困難な場合
 - c) 運営元が本サービスの提供のために利用している設備やサービス等が障害又は保守若しくはメンテナンス等のため利用できなくなる場合
 - d) 前各号のほか、運用上及び技術上、運営元が本サービスの一時的な中断を必要と合理的に判断した場合
2. 運営元は、前項各号のいずれか又はそれに類する事由により本サービスの提供に遅延又は中断等が生じた場合で運営元に故意又は重大な過失が認められないときは、一切責任を負わないものとします。
 3. 契約者は、第1項各号の事由が生じた場合においても、運営元に対し利用料を支払う義務を免れないものとします。

第18条(禁止行為)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると運営元が合理的に判断する行為をしてはならないものとします。
 - 1) 本契約に違反する行為
 - 2) 他人の権利を侵害する行為
 - 3) 犯罪行為に関連する行為
 - 4) 公序良俗に反する行為
 - 5) 法令に違反する行為又はそれに準ずる行為
 - 6) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - 7) 運営元による本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - 8) 本人以外の名義のクレジットカードを本サービスに関して使用することその他不正な方法で決済手段を利用する行為
 - 9) 契約者が運営元又はその子会社の事業と競合する事業を行う事業者又はその役職員である場合において、本サービスを調査する目的で本サービスを利用する行為
 - 10) 本サービスを利用して直接または間接的に本サービスと競合するようなサービスを作成および提供する行為(子会社をして行う場合も含みます。)
 - 11) 運営元及び提供元又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - 12) 第三者に本サービスを利用させる行為
 - 13) 代表ユーザーを含む管理者アカウントを複数人で共有する行為
 - 14) 個人情報のうち、要配慮個人情報、機微(センシティブ)情報、特定個人情報に該当する情報を集める行為
 - 15) 本サービスに契約者が自ら利用する目的で取得した個人情報以外を格納する行為。ただし、本契約において本サービスの利用者が契約者と異なることが明白な場合は除く
 - 16) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - 17) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - 18) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - 19) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - 20) 本サービスに対して負荷テストやそれに類する負荷をかける行為
 - 21) 本サービスの利用に際して得た知見を活用して同様又は類似のサービス開発を行う行為
 - 22) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - 23) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - 24) シャノン名刺モバイルアプリを利用するにあたり、シャノン名刺モバイルアプリ及び第三者コードの一部を、修正する行為、二次的著作物を作成する行為、その他のアプリケーションに組み込む行為又は組み合わせる行為(ただし、運営元及び提供元により書面で明示的に承認される場合又は適用となるオープンソースアプリケーションライセンスによって許可される場合を除く)
 - 25) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、若しくは容易にする行為
 - 26) その他、社会的状況その他の事情を勘案し運営元が不適切と合理的に判断する行為
 - 27) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
2. 運営元は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、運営元及び提供元は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送するデータ等を監視する義務を負うものではありません。

第19条(情報の再利用の禁止)

1. 契約者は、本サービスで得られた情報を利用して、本サービスと競業する事業(以下「競業事業」といいます。)を行ってはならないものとします。
2. 契約者は、運営元に対し、前項の場合、前項の規定は、運営元の契約者に対する損害賠償を妨げないものとし、運営元が、契約者に対し、当該損害賠償請求をする場合、第36条第2項は適用しないものとします。
3. 運営元が、契約者に対し、前項の損害賠償請求をする場合、契約者が競業事業により得た利益を、運営元が被った損害と推定するものとします。

第20条(運営元による本サービスの解約)

- 運営元は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本契約の全部又は一部を解約できるものとします。なお、運営元は解約に代えて合理的な期間の間利用停止処分をおこなうことができるものとします。
 - 本契約に違反したとき。
 - 利用料の支払に遅延が生じたとき。
 - 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分もしくは競売の申立を受け、または受けることが明白であるとき。
 - 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、または特別清算手続開始を自ら申立、または第三者から申立てられたとき。
 - 支払停止もしくは振出・引受・裏書をした手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - 営業を停止したとき、または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - 解散決議をしたとき。
 - 役員、社員もしくは株主との紛争により正常な営業活動の遂行に著しい支障をきたしたとき。
 - 株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり、正常な営業活動の遂行に著しい支障があると認められるとき。
 - 財務状態が著しく悪化したとき。
 - 運営元及び提供元との間の信頼関係を著しく毀損したとき。
 - 運営元及び提供元の名誉、信用を毀損する行為がなされたとき。
 - その他本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき。
- 契約者は、運営元が前項に基づき本契約を解約した場合、当然に全債務の期限の利益を喪失し、ただちに債務全額を運営元に支払わなければならないものとします。
- 運営元は、前項の規定により契約を解約した場合、契約者が既に運営元に対して支払った本サービスの利用料等を返還しないものとします。
- 運営元及び提供元は、第1項の規定による本契約の解約により生じた損害に対し、一切その責任を負わないものとします。
- 運営元は、合理的な理由が認められる場合、契約者に対し、1か月前までに通知することにより本契約を解約することができるものとします。

第21条(本サービスの終了)

- 運営元は、本サービスの全部又は一部を終了する場合、運営元のWEBサイトに掲載又は電子メールその他の合理的な手段で契約者に周知又は通知するものとします。
- 運営元は、前項の手続きを経て本サービスの全部又は一部を終了した場合、契約者に対し、本サービスの終了に起因して生じた損害、損失、その他費用について、責任を負わないものとします。

第22条(契約終了後の処理)

運営元および提供元は、利用契約が終了した場合、本サービスの提供にあたって契約者から受領した資料等及び本サービス用設備に記録されたデータを、利用契約終了後直ちに運営元および提供元の責任で消去するものとします。ただし、バックアップデータに関しては、提供元のバックアップポリシーに基づいた保管期間終了時に消去されるものとします。

第23条(相殺の禁止)

契約者は、本規約に基づき運営元に対して負担する債務を、運営元が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとします。

第24条(権利の帰属)

- 本サービス及び本サービスの利用により生じた知的財産権はすべて運営元又は提供元に帰属しており、本契約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する運営元又は提供元の知的財産権の使用許諾を意味しないものとします。
- 契約者は、運営元に対し、本サービスの利用により得られた著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとします。

第25条(表明保証)

契約者は、以下の各号を表明し保証するものとします。

- 本サービスの申込みにあたり記載した、お客様情報が完全かつ正確であること
- 本サービスの利用にあたり、第三者のいかなる権利も侵害しないこと
- 本サービスの利用にあたり、法令の違反若しくは不正な目的、意図をもっていないこと
- 本サービスの利用にあたり、本規約に反しないこと

第4章(提供元によるサービス開発・管理)

第26条(本サービス用設備保守及びセキュリティ対応)

1. 運営元・提供元は、本サービス用設備の保全及び情報セキュリティ対策を、別途提供元が定める「株式会社シャノン情報セキュリティ体制」(以下、「情報セキュリティ体制資料」といいます。)の記載内容にしたがって、提供元が合理的と判断する範囲で行います。
2. 運営元・提供元は、有償にて契約者によるセキュリティに関する監査の受入・対応を行うものとします。監査の時期、頻度、公開内容等は、運営元・提供元及び契約者が協議の上、決定するものとします。

第27条(障害等)

1. 運営元は、本サービスに障害が生じ、又は滅失したことを運営元が知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知し、速やかにその障害箇所を修理・復旧するものとします。
2. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び運営元はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、協議の上各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第28条(サービスの保証について)

1. 運営元が契約者に対して提供する本サービスは、運営元がその時点で保有している状態で提供しており、契約者が予定している利用目的への適合性、バグ等の不具合がないことを保証するものではないことを契約者は承諾するものとします。
2. 運営元は本サービスについてのバグ等の不具合の修正、改良等の実施を原則即時に、最大限の努力をもって行いますが、即時に対応できない場合があることを契約者は承諾するものとします。
3. 本サービスは本サービス用設備の故障の修理を完全に保証するものではないことを契約者は承諾するものとします。
4. 運営元は、データバックアップ機器の稼働状態の監視を行いますが、本サービスに保存されたデータの完全性を保証するものではないものとします。

第5章(名刺デジタル化サービス及びSMS配信サービス)

第29条(名刺デジタル化サービスの利用)

1. 契約者は、本サービスの標準機能として名刺デジタル化サービス(シャノン名刺スキャナ及びモバイルアプリ)の利用を開始することができます。
2. シャノン名刺スキャナとは、スキャナで読み取った名刺画像を本サービスのリードデータとして取り込むサービスです。
3. シャノン名刺モバイルアプリとは、モバイルアプリを通じて名刺画像を本サービスのリードデータとして取り込むサービスです。シャノン名刺モバイルアプリをモバイル端末にインストールし、アクティベートを行った後に利用を開始することができます。
4. 名刺デジタル化サービスは、原則として翌営業日中にデジタル化を完了し、契約者の本サービスにデータが納品されるものとします。ただし、名刺デジタル化サービス全体の混雑具合、又は障害の発生などにより翌営業日中に納品できない場合があることを契約者は了承するものとします。

第30条(シャノン名刺に関する権利義務の範囲)

1. 提供元は、シャノン名刺モバイルアプリ及びそれらの一切の副生物、修正物及び二次的著作物(契約者の何らかの発想、意見又は提案を取り入れた改良物を含みます)について、すべての権利、権限及び利益(あらゆる特許、著作権、商標、営業秘密その他の知的財産権などを含みます)を有しており、それらを留保するものとします。
2. 契約者は、シャノン名刺モバイルアプリに対して、契約者が限定的なライセンスの権利のみを取得するものであり、いかなる定めにもかかわらずその余の一切の権利がシャノンから契約者に譲渡されないことを了承するものとします。

第31条(SMS配信サービスの利用)

1. 契約者は、所定の手順に従って申込を行うことで本サービスのオプション機能としてSMS配信の利用を開始することができます。
2. SMS配信とは、KDDI 株式会社提供のKDDI Message Castを利用してSMSの配信を行うサービスであり、運営元がアクティベートを行った後に利用を開始することができます。
3. SMS配信は、本サービスを經由してKDDI Message Castを使ったSMSの配信を行うもので、契約者はKDDI Message Castの定める「KDDI Message Castサービス配信ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)に基づきSMSの配信を行います。また、KDDI Message Castの障害等が発生しSMS配信が遅延する、もしくは実施できない場合があります。また、SMS配信の利用にあたりKDDI Message Castの配信に際して利用した電話番号ならびに配信メッセージがKDDI株式会社に3か月間保持されることに了承するものとします。
4. 契約者は、本サービスから随時SMSの発注を行うことができます。契約者は、発注完了後には、いかなる場合にも発注の取り消しができないことを予め了承するものとします。

第32条(SMS配信の利用料金)

1. SMS配信は、当月の送信通数(以下「通数」といいます。)に応じて利用料金が決定します。
2. 前項に定める通数は、SMS配信で送信する文字数に応じて変動します。そのため、1つのSMS配信であっても複数通数の消化とカウントする場合があります、送信リード数と通数は一致しない場合があります。
3. 契約者は、KDDI Message Castの提供価格が変更された場合は、変更に応じた運営元の提供するSMS配信の利用価格改定が行われることを了承するものとします。また、契約者が誤った登録番号に配信した場合や、意図せずに配信を行ってしまった場合においても、課金対象となることを契約者は了承するものとします。

第6章(一般条項)

第33条(公開)

運営元は、契約者からの特段の申出がない場合、契約者の商号及びロゴを本サービス導入企業として公開することができるもの

とします。

第34条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第35条(本規約の公表及び変更)

1. 運営元は、運営元のWEBサイトその他運営元が定める方法により、本規約を公表します。
2. 運営元は以下の場合に、運営元の裁量により、本規約を変更することができます。
 - a) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - b) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 運営元は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を運営元WEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第36条(損害賠償の制限)

1. 運営元もしくは提供元の責に帰すべき事由により契約者が本サービスの全てを24時間以上継続して利用不能となった旨の契約者からの申し出があった場合であって、運営元もしくは提供元が当該事実を認めたときは、運営元もしくは提供元は当該利用不能になった期間と同等の期間、利用契約に定める利用期間を延長することをもって、契約者に発生した損害を補填するものとします。
2. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本契約に関して、運営元もしくは提供元が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、運営元もしくは提供元の責に帰すべき事由により又は運営元もしくは提供元が本契約に違反したことが直接の原因となって契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、運営元もしくは提供元の損害賠償の額は、既に支払われた本サービスの利用料の3か月分を上限とします(本サービスの利用期間が3か月に満たない場合は、3か月利用した場合に想定される利用料金の相当額を上限額とします。)。ただし、契約者の運営元もしくは提供元に対する損害賠償請求は、第27条(障害等)の各号に従い運営元もしくは提供元が対応措置を実施しなかったときに限り行なえるものとします。なお、運営元もしくは提供元の責に帰することができない事由から生じた損害、運営元もしくは提供元の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について運営元もしくは提供元は賠償責任を負わないものとします。

第37条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、運営元及び提供元に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約するものとします。
 - a) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - b) 主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
 - c) 反社会的勢力を利用しないこと。
 - d) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。
 - e) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 契約者は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに運営元にその事実を報告するものとします。
3. 運営元及び提供元は、契約者が前各項に違反した場合、催告その他の手続も要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。

第38条(免責)

1. 運営元及び提供元は、本サービスの内容(システム等の本サービスを提供するための環境を含みます。)及び本サービスによる契約者の目的達成について、その完全性、正確性、有用性及び適法性を保証しないものとします。
2. 運営元及び提供元は、本サービスが、契約者の売上向上、経費削減、組織力強化、その他特定の目的への適合を保証しないものとします。
3. 本サービス又は本契約に関して運営元及び提供元が負う損害賠償の責任は、理由の如何を問わず第36条4項(損害賠償の制限)の範囲に限られるものとし、運営元及び提供元は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - a) 天災事変、騒乱、暴動等の不可抗力

- b) 利用環境の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、契約者の接続環境の障害
 - c) 本サービス用設備からの応答時間等、インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - d) 運営元及び提供元が導入しているコンピュータウィルス対策ソフトの開発元、又はサービス提供者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等が提供されていない種類のコンピュータウィルスが本サービス用設備に侵入した場合に起因する損害
 - e) 善良なる管理者の注意をもってしても防衛し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - f) 運営元及び提供元が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - g) 本サービス用設備のうち運営元及び提供元が製造に関わっていないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
 - h) 本サービス用設備のうち、運営元及び提供元が製造に関わっていないハードウェアに起因して発生した損害
 - i) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - j) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - k) 運営元もしくは提供元の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - l) 契約者がシャノン名刺モバイルアプリを利用する端末の紛失に起因する損害
 - m) その他運営元及び提供元の責に帰すべからざる事由
4. 本サービスに関連して利用者と他の利用者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、利用者が自己の責任によって解決するものとし、運営元に故意又は重過失がある場合を除き、運営元は一切責任を負わないものとします。

第39条(秘密保持)

1. 契約者及び運営元及び提供元は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨を予め書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方から予め書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示の時点ですでに公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」という)の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者がすでに保有しているもの
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び運営元及び提供元は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び運営元及び提供元は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 前各項の定めにかかわらず、個人情報に関連する取扱い業務の再委託については、運営元及び提供元は第41条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者に対して事前に書面による通知を行ったうえで、契約者の秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、運営元及び提供元は再委託先に対して、本条に基づき運営元もしくは提供元が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
5. 運営元及び提供元は、契約者より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、運営元及び提供元は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、予め契約者から書面による承諾を受けるものとします。
6. 運営元及び提供元は、契約者との利用契約及びその他契約・規定に従うほかで、本サービス用設備に運営元及び提供元が保管している契約者の情報資産を開示、移動、アクセス、使用を行わないものとします。
7. 運営元及び提供元は、運営元及び提供元が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。
8. 前各項の定めにかかわらず、契約者は、運営元及び提供元が契約者への報告、サービス向上施策のための調査、一部オプション機能の提供を目的に、運営元及び提供元が保有するサーバ上のアクセスログ、データ等、及び契約者が本サービスを利用して管理するデータの一部(企業名、ドメイン名等。個人を特定できるものではない情報に限る。)を使用することを承諾するものとします。
9. 前各項の定めに関わらず、契約者は、運営元と提供元間において契約者より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ情報の一部またはすべての提供を承諾するものとします。

第40条(会員情報等の取扱い)

1. 運営元及び提供元は、本サービスの提供に際して、契約者から取得する個人情報及び本サービスの利用に関し契約者から収集した情報(以下「会員情報等」といいます。)について、個人情報保護法等の法令及び運営元のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとします。
2. 運営元は、契約者が運営元に提供した会員情報等を、本サービスの提供及び運用、サービス内容の改良及び向上、本サービスの利用状況の把握等の目的のために利用し、又は個人を特定できない形での統計的な情報として、企業に対する提案又はコンサルティング、新サービスの開発その他の目的のために利用することができるものとします。
3. 第1項にかかわらず、契約者が本サービスの利用に関連して知り得た個人情報については、運営元及び提供元とは独立した契約者の定める個人情報の保護に関する規定やデータの収集の規定によります。契約者は個人情報保護法及びその他契約者に適用される個人情報に関する国が定める指針や規範を遵守するものとし、運営元及び提供元は、これらの契約者の規定や活動に対していかなる義務や責任も負いません。

第41条(再委託)

運営元及び提供元は、第三者に対し、本サービスに関する一部もしくはすべての業務を委託することができるものとします。

第42条(契約者の権利の範囲)

1. 本契約に基づいて運営元が契約者に付与する権利は、「スマート顧客台帳withシャノン」に通信端末等を用いてアクセスし、「スマート顧客台帳withシャノン」を利用する非独占的権利であり、契約者は「スマート顧客台帳withシャノン」に関する著作権、商標権及びその他の全ての知的財産権が運営元もしくは提供元又はその他のライセンサーに独占的に帰属することを承諾するものとします。
2. 契約者は、本サービスに関して複製、改変もしくはリバースエンジニアリング、リバースアSEMBル、又はリバースコンパイルその他これに類する行為を行わないものとします。
3. 本サービスを利用して契約者により「スマート顧客台帳withシャノン」に登録された情報(リード情報等)の所有権にかかる管理、使用及び処分等の一切の権利は契約者に帰属するものとします。

第43条(準拠法及び合意管轄)

1. 本規約は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。
2. 本利用者と運営元との間における紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第44条(協議等)

本規約及び本契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は契約者及び運営元もしくは提供元の間で誠意をもって協議の上解決することとします。なお、本契約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとします。

【制定 2024年5月22日】

【改定 2024年11月18日】

スマート顧客台帳withシャノンご利用にあたっての重要事項

本書は、スマート顧客台帳withシャノン(以下本サービスといいます)のご利用にあたり、特に重要な事項をご契約前にご説明することで、サービスご利用時にご注意いただきたい事項や、お客様にとってご不便をおかけすることになる事項を事前にご認識いただき、安心してご利用いただく事を目的としていますので、必ず以下のご説明内容をご理解ください。

また、本サービスご利用時にお客様にご同意いただく利用規約には、本書記載の他にも重要な情報が記載されておりますので、必ず利用規約をご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

第1条(システムパフォーマンスについて)

1. 本サービスでは各機能が利用するデータ量(例:リード数等)に依存してパフォーマンスが低下する場合があります。
■本サービスにて推奨する機能ごとのパフォーマンス推奨値、制限値は以下をご参照ください。
<http://smpdoc.shanon.co.jp/ja/other/performance/>
制限値を超えることはできません。また、推奨値を超えても継続して利用できますが、パフォーマンスが劣化することがあります。
2. 本サービスはマルチテナント型の共用サービスです。貴社以外のお客様のご利用状況が、貴社が利用される各機能のパフォーマンスに影響する場合がありますことをご了承ください。

第2条(サービスのバージョンアップについて)

1. 本サービスは、定期的にバージョンアップを行います。バージョンアップは、毎月1回無停止で、3ヶ月に1回(3月/6月/9月/12月)(※)、最大9時間の計画停止で実施します。停止時間帯は原則土曜日の午前0時からとなります。
※原則としては最終土曜日に行いますが、早まる場合や翌月の月初になる場合があります。
2. 停止を伴うバージョンアップは、原則として4週間前に告知いたします。また、無停止のバージョンアップは、事前又は事後に機能の変更点を告知いたします。ただし、提供元が必要と判断した緊急時には、事前の通達なく停止又は無停止のバージョンアップを実施する場合があります。

第3条(サーバー構成について)

1. 提供元は、現在本サービスを運用するサーバ構成及びソフトウェアを、貴社に通知することなく変更する場合があります。
2. 本サービスはAmazon Web Servicesを利用してサービスを構成しています。

第4条(メールについて)

1. DomainKeys Identified Mail(DKIM)並びにDMARC認証を行わない場合、特定のメールアドレスのメールが送信されなくなる場合があります。予めご了承ください。またDKIM・DMARC対応はお客様ご自身で行っていただくか、提供元の有償サービスをご利用ください。
2. 現在DKIM・DMARC対応を行わない場合に送信されなくなる対象のメールアドレス一覧は、サポートサイトに掲載しております。

第5条(名刺デジタル化サービスについて)

1. 名刺デジタル化サービスは、名刺デジタル化の実施結果についてその完全性を担保するものではないことをご了承ください。また納期を翌営業日としておりますが、名刺処理件数等の条件によって、納品日を相談させていただく場合があることについてご了承ください。
2. 名刺デジタル化サービスにおいて、名刺ではない画像や不鮮明な画像を送信し、適切な名刺データが納品されなかった場合であっても料金が発生することをご了承ください。
3. Google社やApple社の都合でシャノン名刺アプリが各社のマーケットプレイスから運営元及び提供元の責任にかかわらず利用できなくなる場合があることをご了承ください。
4. ご利用中の端末がGoogle社やApple社によるOSアップデートに対応していない場合にシャノン名刺アプリの対象端末外になる場合があることをご了承ください。また、シャノン名刺がGoogle社やApple社によるOSアップデートに即座に対応しない場合があり、OSアップデートを行ったことでシャノン名刺アプリが正常に動作しなくなる場合があることをご了承ください。

第6条(個人情報に関連する取扱い業務の再委託について)

本サービスの以下のサービス又は機能は第三者に対して個人情報に関連する取扱い業務を再委託していることをご了承ください。

■名刺デジタル化サービス(シャノン名刺、アスデジ)

再委託先:レゴリス株式会社 再委託業務:名刺画像のデータ入力業務

第7条(その他)

1. ご契約に際し、「株式会社Wiz 個人情報保護方針」もあわせてご確認ください。
2. 本サービス及びAPIに不具合が発見された場合、影響度を鑑み対処いたします。影響度が低いと運営元及び提供元が判断した場合、すぐに対応できないことがあることをご了承ください。

別紙2(料金表)

記載する金額は、税抜表記となります。(解約金を除く。)

(税抜)		スマート顧客台帳	スマート顧客台帳メールプラン
月額基本料金		0円/月	20,000円/月
従量料金	リード件数	・～1,000件:0円/月 ・1,001～3,000件:5,000円/月 ・3,001～6,000件:10,000円/月 ・6,001～10,000件:15,000円/月 ・10,001～30,000件:20,000円/月 ・30,001～50,000件:30,000円/月 ・50,000～100,000件:50,000円/月	・～1,000件:0円/月 ・1,001～3,000件:5,000円/月 ・3,001～6,000件:10,000円/月 ・6,001～10,000件:15,000円/月 ・10,001～30,000件:20,000円/月 ・30,001～50,000件:30,000円/月 ・50,000～100,000件:50,000円/月
	SFA追加	5,000円/月・人	5,000円/月・人
	名刺デジタル化	60円/枚	60円/枚
	SMS配信	20円/枚	20円/枚
	アップロード ストレージ	1GBまで月額基本料金に含む 以降1GBあたり12,000円/月	1GBまで月額基本料金に含む 以降1GBあたり12,000円/月
契約期間		12か月毎の自動更新	12か月毎の自動更新
解約金(不課税)		—	20,000円×残月数
その他料金	セキュリティチェックシート対応	50,000円/回	50,000円/回
	提供元現地監査対応	100,000円/回	100,000円/回